提出日：　　　　年　　　月　　　日

　株式会社世田谷サービス公社　あて

労働条件確認帳票（チェックシート）

本件契約に係る業務に従事する労働者（以下「従事者」）の労働条件は、下記および裏面のとおりです。

　　　　　　　　　　　　　提出者（受注者）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地（ふりがな）名称代表者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 担当者・連絡先 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 契約件名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 確認内容 | 確認結果 |
| **１ 総則**　　※以下、「基準法」は労働基準法を、「基準規則」は労働基準法施行規則をいいます。 |
| ① | 従事者に係る雇用契約等の労働条件は、関係法令に基づき適正な内容である。 | はい ・ いいえ |
| ② | 従事者に対し、基準法及び基準規則で定める労働条件（労働時間、賃金など）を書面で明示する。【基準法第15条、基準規則第５条関係】 | はい ・ いいえ |
| **２ 就業規則**　 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者に限ります。 |
| ③ | 従事者に係る就業規則を基準法の定めに基づき作成、労働基準監督署に届け出ている。内容を変更した場合も同様である。【基準法第89条関係】 | はい ・ いいえ対象外 |
| ④ | 就業規則を従事者のすべてに周知する。 | はい ・ いいえ対象外 |
| **３ 労使協定** |
| ⑤ | 36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法第36条関係】 | はい ・ いいえ |
| ⑥ | 36協定を含め労使協定の締結・運用は適正である。【基準法第36条関係】 | はい ・ いいえ |
| **４ 安全衛生**　　※以下、「安全法」は労働安全衛生法を、「安全規則」は労働安全衛生規則をいいます。 |
| ⑦ | 常時使用する従事者に対し、１年に１回、医師による定期健康診断を実施し、その結果を通知する。【安全法第66条、安全規則第44条関係】 | はい ・ いいえ |
| ⑧ | ●常時50人以上の労働者を使用する場合、安全管理者及び衛生管理者を設置し、産業医を　選任する。（※安全管理者は、建設業、運送業、清掃業、商品卸売業など労働安全法施行令　第２条第１～２号の業種に限る。）●常時10人以上50人未満の労働者を使用する場合は、安全衛生推進者を設置する。（※安全管理者対象業種以外の業種の場合は、衛生推進者。）【安全法第11～13条関係】 | はい ・ いいえ対象外 |
| ⑨ | 従事者に対し、業務に関する安全・衛生のための教育を行う。【安全法第59条、安全規則第35条関係】 | はい ・ いいえ |

（裏面へ続く）

|  |
| --- |
| **５ 労働時間管理** |
| ⑩ | 従事者の労働時間を把握し、適正に記録・管理する。【基準法第32～34条関係】 | はい ・ いいえ |
| ⑪ | 休日・有給休暇の付与及び時間外勤務について適正に運用・管理する。【基準法第35～39条関係】 | はい ・ いいえ |
| **６ 賃金** |
| ⑫ | 賃金は、従事者に通貨で直接又は口座振込等の確実な方法で、全額を毎月１回以上、一定の期日を定めて支払う。【基準法第24条、基準規則第７条の２関係】 | はい ・ いいえ |
| ⑬ | 時間外・休日・深夜における従事者の労働について、割増賃金を適正に支払う。【基準法第37条関係】 | はい ・ いいえ |
| ⑭ | * 労働報酬下限額が適用される契約の場合

従事者の賃金は、世田谷区長が告示した労働報酬下限額以上の額に基づき支払う。【世田谷区公契約条例第4条第３項第1号、第5条第２項関係】* 労働報酬下限額が適用されない契約の場合

従事者の賃金は、最低賃金法に定める最低賃金額以上の額に基づき支払う。 | はい ・ いいえ |
| ⑮ | 従事者に技能労働者が含まれる場合、当該技能労働者の賃金は、次のとおりである。* 労働報酬下限額が適用される契約の場合

⑭の労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う。【世田谷区公契約条例第4条第３項第1号、第5条第２項関係】* 労働報酬下限額が適用されない契約の場合

国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う。 | はい ・ いいえ対象外 |
| **７ 各種保険** |
| ⑯ | 従事者の社会保険（健康保険法による健康保険、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険、雇用保険法による雇用保険等）について、加入手続き及び官公署への届出を適正に行う。 | はい ・ いいえ |
| **８ 法定帳簿の整備等** |
| ⑰ | 従事者に係る労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、雇用契約書、労働者災害補償に関する書類を関係法令に基づき適正に整備し、管理する。 | はい ・ いいえ |
| **９ 下請負者への要請等** |
| ⑱ | 本件契約に係る業務の下請負者がある場合、当該下請負者の従事者の適正な労働条件の確保について当該下請負者に要請等を行う。 | はい ・ いいえ対象外 |

【特記事項】（※確認結果が「いいえ」の場合、その理由及び改善予定等をここに記入してください。）

|  |
| --- |
|  |

【作成要領・注意事項】

１　「提出者（受注者）」の名義・印等は、原則的に契約書に記載の名義・印等と同じとしてください。

２　「確認結果」の全項目の該当するものを○で囲んでください。

３　⑮の「技能労働者」の該当職種は、下表のとおりです。職種の定義については、国土交通省ホームページを参照してください。

|  |
| --- |
| 【参考】技能労働者　職種一覧 |
| 01 特殊作業員 | 12 塗装工 | 23 橋りょう塗装工 | 34 大工 | 45 建具工 |
| 02 普通作業員 | 13 溶接工 | 24 橋りょう世話役 | 35 左官 | 46 ダクト工 |
| 03 軽作業員 | 14 運転手（特殊） | 25 土木一般世話役 | 36 配管工 | 47 保温工 |
| 04 造園工 | 15 運転手（一般） | 26 高級船員 | 37 はつり工 | 48 建築ブロック工 |
| 05 法面工 | 16 潜かん工 | 27 普通船員 | 38 防水工 | 49 設備機械工 |
| 06 とび工 | 17 潜かん世話役 | 28 潜水士 | 39 板金工 | 50 交通誘導員Ａ |
| 07 石工 | 18 さく岩工 | 29 潜水連絡員 | 40 タイル工 | 51 交通誘導員Ｂ |
| 08 ブロック工 | 19 トンネル特殊工 | 30 潜水送気員 | 41 サッシ工 |  |
| 09 電工 | 20 トンネル作業員 | 31 山林砂防工 | 42 屋根ふき工 |  |
| 10 鉄筋工 | 21 トンネル世話役 | 32 軌道工 | 43 内装工 |  |
| 11 鉄骨工 | 22 橋りょう特殊工 | 33 型わく工 | 44 ガラス工 |  |